

精華町自殺対策連絡協議会公開要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、精華町自殺対策連絡協議会（以下「協議会」という。）の会議等の公開に関し、精華町情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）に定める事項のほか必要な事項を定める。

（協議会の公開・傍聴）

第2条 協議会は原則として公開し、傍聴を可能とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、非公開及び傍聴不可とする。

（1）情報公開条例に規定する適用除外事項に該当する事項について審議等を行う場合

（2）その他公開することにより、協議会の公正又は円滑な運営に支障が生ずると認められる場合で、出席委員の過半数の賛同を得た場合

（会議録及び会議資料）

第3条 協議会の公開・非公開に関わらず、協議会終了後、速やかに会議録要旨を作成する。

2 会議録要旨は、次の事項を除いて公開する。

（1）個人又は団体に関する情報であって、特定の個人等が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められる発言部分

（2）その他公開することにより、公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれると認められる発言部分

3 会議資料は、公開することにより、公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるものを除いて公開する。

（その他）

第4条 この要領に定めるもののほか、運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、令和6年7月30日から施行する。